

開会の日 令和4年9月22日(木)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	高 原 邦 子
副委員長	上ヶ吹 豊 孝
委員	葛 谷 寛 徳
委員	住 田 清 美
委員	澤 史 朗
委員	井 端 浩 二

◆欠席委員(1人)

委員	谷 口 敬 信
----	---------

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯之下 明 宏
総務部長	谷 尻 孝 之
総務部参事兼総務課長	洞 口 廣 之
税務課長	竹 原 尚 司
総務課長補佐兼行政係長	下 通 剛
総務課人事給与係長	田 中 裕 子
税務課長補佐兼市民税係長	宮垣津 治 美
税務課資産税係長	蒔 田 善 巳
消防長	中 畑 和 也
消防本部指令課長	栃 本 孝

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	渡 辺 莉 奈

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第95号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例について
議案第96号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第97号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
議案第98号	裁判上の和解について

( 開会 午前10時00分 )

## ◆開会

## ●委員長（高原邦子）

ただいまより第10回総務常任委員会を開きます。本日は谷口委員が欠席であります。会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

## ◆1. 付託案件審査

- ・議案第95号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例について

## ●委員長（高原邦子）

それでは、議案第95号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この委員長を呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（高原邦子）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □総務部長（谷尻孝之）

おはようございます。総務部、3件ありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第95号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例についてをご説明いたします。15ページの要旨をご覧いただきたいと思います。

まず（1）の制定の趣旨でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法は、全国各地で空家等対策のために制定されていた自治体の条例を踏襲し、制定されたことから、空家法と条例の相互で内容が重複する規定が生じ、本市における飛騨市特定空家等対策条例も同様ございました。このため本件条例を整備する上で、旧条例を全部改正し、重複する規定を削除する等の整理作業を行ったものでございます。

また、適正な管理が行われていない空き家等が、倒壊、風雨等による建築資材の飛散、屋根上の積雪の落下のおそれ等、他の市民等の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急の必要があると認めるとき、市が安全を確保するために、応急的に必要最低限度の措置、以下、緊急安全措置と申しますが、を行うことができる等の規定を整備するものでございます。

次に（2）の制定の主な内容でございます。まず、1点目の空家法における規定との整合でございますが、旧条例のうち、空家法と重複する措置等については規定しておりません。

2点目の、所有者等情報の提供でございますが、区長等から市長に対し、所有者等に適正管理

を行わせることを求める申し立てを行った空き家等がある場合、当該空き家等の所有者等情報について、所有者等の同意を得た上で、当該申立を行った区長等に提供することができるよう規定しております。

3点目の特定空家等の認定等ですが、市長が特定空家等として認定した場合の所有者等への通知、認定する場合の手続き等について規定しております。

4点目の危険性の周知等ですが、特定空家等として認定した場合、所有者等の同意を得た上で、当該特定空家等の付近を通行する市民等への注意喚起のため、標識等を設置することができるよう規定するものでございます。

5点目の安全措置代行でありますが、適正な管理が行われていない空家等の状態が、市民等の生命、財産等に危害を及ぼす恐れがあると認めるとき、市または行政区等が所有者等の同意を得た上で、空家等の危険性を取り除く等の措置を講ずることができるよう規定するものでございます。

6点目の緊急安全措置ですが、適正な管理が行われていない空家等に起因して、市民等の生命、財産等に重大な危機を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があるときに、市が所有者等に代わって危険を回避するための必要最低限度の措置を講ずることができるよう規定するものでございます。

最後に7点目のその他の文言整理でありますが、全部改正により制定する条例の内容に合わせ、必要となる文言等の整理を行うものでございます。なお、施行日は、令和4年12月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（葛谷寛徳）

今、説明があった⑥番の緊急安全処置のところですが、市が所有者に代わって危険を回避するための必要最低限度の措置を講ずるというのは、どの程度の措置か分かれば教えていただきたいと思えます。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

ご質問ですけれども、例えば空き家にスズメバチの巣がかけてあって、通行人に危険が及ぶような場合、やっぱり除去も必要になってまいります。

また、屋根等が破損して、風雨によってそれが飛び散るような場合、そういったケースも実は市内でも何件か相談があるんですね。そういった場合には、例えばビニールシートをかけて飛ばないように保全する。本当に躯体を構うということは、想定をしております。必要最低限の措置というのは、そういう緊急的に避難する措置ということで考えているところでございます。

○委員（井端浩二）

関連ですが、緊急安全処置において、告示ということがありますが、告示というのは、構ったところに看板を立てて告示するのか、どういう告示の仕方をするのかちょっと確認させてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

ただいまのご質問でございますが、告示につきましては飛騨市公告式条例というものがござい  
ますので、基本的には各調査に掲示板が設置されておりますので、そちらのほうで告示文を掲示  
して行う予定としております。

また、必要に応じて、ホームページ等で同様の情報を公開していく予定でございます。

○委員（井端浩二）

分かりました。そして、その費用の件ですが、所有者が分からない場合、確知できない場合は、  
費用はどうされるのか、その辺をちょっと確認させてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

今の費用の件、確知できない場合というのは、やっぱり請求のしようがないという形になって  
まいります。

それで、ただ条例上も所有者等に請求するというを明言、文言は規定をいたしております  
けれども、これはあくまでも法に基づくものではありませんので、私債権、私上の権利というこ  
とになってまいります。市が持つ請求権という形で請求するという形になりますので、例えば不  
明ですとか、払っていただけないと、当然、普通の債権と同様に滞納整理といいますか、催告を  
行っていくんですけども、やむを得ない場合には、やはりその不納欠損という形で処理してい  
かないというふうに考えております。

○委員（住田清美）

今の④とか⑤危険性の周知、安全措置代行等々ありますけれど、これはあくまでも所有者の同  
意得た上でということが記載されていますが、所有者が分からなければ何も手出しはできないの  
でしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

やはり個人の財産でありますから、何でもできるということには、やっぱり条例で個人の財産  
権を侵害することまでは規定できないということが根底にございます。

なので、安全措置で普通に考えられるのは、例えば雪下ろしの問題が常に出てくると思います  
けれども、昨日、予算委員会で審議をお願いしておりました共助の交付金も、これを使ってやれ  
ればなということを思っています。本当に緊急な場合、所有者が分からなくても緊急な場合は、  
もう市が強制的に即時強制という措置でございますので、そこは告示を行った上で行うというこ  
とになります。

○委員（住田清美）

特定空家に認定されている物件については、所有者は全て分かっているのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

神岡町の1件、所有者は分かっていますし。ただ、亡くなっていらっしゃるって、親族の調査をしております、親族がいらっしゃることも分かっております。今の特定空家については、所有者というのは全て把握をしております。

○委員（住田清美）

特定空家については認定する、究極の危険性があると思われるんですが、その他の空き家、特定空家にはならない空き家についての所有者については、今、空き家のデータベース化も行われているようなんですが、そのデータベース化の中で、所有者までは特定できるものなんでしょうか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

データベースを作成するに当たりましては、税情報等も手続きを踏んで、参照しながら、所有者についてもできる限り補足したいというふうに考えておりますが、やはり所有者もいない、親族の方もいらっしゃらないという建物もないことはないと思っておりますので、今後の調査になりますけれども、できる限り把握したいというふうに考えています。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかには。

○委員（澤史朗）

これの施行日が12月1日となっています。2か月後ということなんですけれども、今、データベースの作成とか、何かそれに絡みがあって12月1日なのか。この基準日というのは、どういう形で決められたのでしょうか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

12月1日とさせていただきましたのは、やはり降雪期を迎えるにあたって、雪下ろしの問題がどうしても出るだろうということを思っております。この時期ですので、こういったことで、市が強制的な措置を行う条文も盛り込んでおりますから、やはり施行して交付するまでの間、ある程度の期間が必要かと思ひまして、即時ということは考えておりませんが、降雪期に間に合わせたいという趣旨で12月1日ということにさせていただきました。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにはございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認めます。討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは、議案第95号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報

告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

・議案第96号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長 (高原邦子)

次に議案第96号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第96号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。14ページにあります要旨をご覧いただきたいと思います。

まず(1)の育児休業の取得回数制限の緩和でございますが、①の職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を原則2回までとするのですが、従来は産後休暇後、3歳になるまでの間に原則1回のみ育児休業が取得できましたが、例えば、夫婦とも職員の場合、それぞれが2回まで分散して取得することができ、交互での育児が可能となるものでございます。

②の①とは別に、この出産後8週間以内に育児休業をすることができる回数を2回までとするのですが、こちらは、産後休暇期間における産後パパ育休が、以前は1回でございましたが、こちらでも2回まで分散して取得することができ、より取得しやすい環境を整えるものでございます。

③の任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合における再度の育児休業の取得を可能とするでございますが、以前は任期付職員が育児休暇期間中に任期が到来した場合、任期を境として1回目、2回目としてカウントされておりましたが、改正後は任期を更新後、育休を引き続き取得した場合、1回目としてカウントするもので、正規の職員と同じルールとなるものでございます。

次に(2)の非常勤職員の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和でございますが、非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて、任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過するまでと、取得要件を緩和するものです。つまり、従前は取得しようとする場合、子を出生してから1歳半になるまで任期があること。つまり18か月が条件でございましたが、それを子が出生して8週間と6か月と大幅に短縮し、取得しやすくなるよう改善するものでございます。

次に(3)の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化ですが、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月に到達日、または2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものです。

つまり従前は、1歳到達以後の育児休業の開始日が1歳到達日、または1歳半の日と限定されておりましたが、2歳までの1年間であれば自由に取得することができ、かつ夫婦で交代に育児休業が取得できるよう改正するものでございます。従前は途中で交代できない規定でございまし

た。

最後に市民への影響等の欄にもありますが、今回の改正により、職員が育児休業を柔軟に取得することが可能となり、男性による育児の促進や女性の活躍促進に繋がるものとなります。

なお、施行日は令和4年10月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（井端浩二）

男子が育児休業するという事は、今後、だんだん出てきていると思いますが、育児休業するという事は男性職員が担当していた仕事、その辺がカバーできるのか、あるいは新たに臨時職員を雇うのか、その辺についてお聞かせください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

実は私の課でもパパ育休を取った職員が2名ほどおりますけれども、そんなに長い期間ではなかったものですから、今テレワークですとか、そういったことも含めて、現員の中で対応いたしました。

ただ、法が認めるように長期に渡って育休を取りたい、これはやっぱりもう権利としてお認めをするということになっています。やはりケースバイケースになりますけれども、その折に必要ながあれば、やはり会計年度任用職員の採用ということも併せて検討の必要があるというふうに考えています。

○委員（住田清美）

今の世の中、少子化の対策にもなろうかと思えますし、男の方も女の方も、しっかり子育てができるような改正でいいと思うんですが、もしお手元に数字がありましたら、職員の育児休暇の取得率、男性と女性が分かれば教えていただければと思います。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

申し訳ございません、数字は持ち合わせておりませんが、女性職員に関しては、ほぼ100%取られます。期間は、やっぱりそれぞれ育休を取っている間というのは無給になるものですから、この期間については早い人もいらっしゃいますし、子が3歳までの期間で自由に本人の意思で選んでいただいています。

男性の職員に関しても、昨年からですけれども、昨年から今までで確か4人。期間は短いですがパパ育休を取ってくれている職員がいますので、そういった意味では、やっぱりこういった認識も職員の中にもちょっと広まりつつあるのかなというふうに捉えています。

○委員（住田清美）

ありがとうございます。任期付職員でも育休を取った事例はございますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

任期付きの職員の育休というのは、私の知る範囲では、任期付職員というのは、これまでもそんなに採用はなかったものですから、ちょっと事例はないのではないかというふうに思っておりますが、後ほど調べまして、正式に回答差し上げたいと思います。お願いいたします。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

今、産休を取る場合、職種によって、どうしても欠員が駄目だということは、補充されないといけないと思うんですが、今、申請は何か月前ぐらいに申請するというふうになっているのでしょうか。

## ●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

## □総務課人事給与係長（田中裕子）

特に申請については何か月前とかという規定はございません。それで、妊娠とかが判かられた時点で、上司のほうに報告されてから上司のほうからこちらへ連絡が来てというふうで、そのあとの手続きとかはこちらから説明させていただくというような体制を取っております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

先ほど、職種によって会計年度任用職員を採用するということを言われましたけど、休みが8週間ですか。そうすると、長期ではないので、戻られたときに、その会計年度任用職員の方は、そこで終わりということになるのでしょうか。

## ●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

産休中の8週間については、現員体制で何とかこなしているのが実情です。

その後、育児休暇ということで3年の期間内取られるような場合には、やはり、ここは欠員ということになってまいりますので、人事上の配慮を行うということをしてしておりますが、ご存知のように、本当に定数上、人員がカツカツの中でやっております、この辺は苦慮しているところでございますが、そういった長期にわたる欠員が生じた場合には、当然人事の中で検討することでございます。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

先ほど男性の方の育休が4人ということだったんですけど、全体数が分からないのであれなんですけど、まだまだ日本の世の中は男性が育休を取るということが、何か後ろめたさがあるような気がするんですが、職員に対して積極的に取るというような何かそういった周知は何かあるのでしょうか。

## ●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

実は昨年も、市長に育休を取ろうというメッセージを書いていただいて、庁舎内に貼ったこともあります。今、私が思っておりますのは、私たちの世代とはやっぱり異なりまして、今の本当に出産、子育てが必要な年代の方というのは大分認識が変わってきたなというふうに捉えていま

すので、ただし、そうであっても、やはりこれは権利として取れるんですよということはしっかり周知をしていきたいというふうに啓発したいというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかに。

○委員（澤史朗）

先ほどの課長の説明の中で、育休を取って休んでいる職員に対して、必要に応じてテレワークという言葉が出ましたけれども、そのテレワークの場合に、休日なのか、出勤扱いなのか、給与面での差が出てくると思うんですけれども、その辺というのはどのような判断をしていらっしゃるのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

現在のところ、短期間の特別休暇という中でやっておりますので、当然有休の中で対応していただいております。テレワークと申しましたのは、やはり適当ではなかったかもしれません。休暇ですから、どう使おうが職員の自由なわけで、それを認めているわけです。

なので、これは強要するものではございませんが、見ておりますと、やはり職員個々に自分の担当する職務に対して、やっぱり育休ということですから、赤ちゃんのお守りというのは24時間ではない部分もある中で、これは自発的にやっていたというものでありますので、先ほど説明が確かにちょっと足らなかったと思っております。そういうことでご理解いただければと思います。お願いいたします。

●委員長（高原邦子）

澤委員どうでしょうか。

○委員（澤史朗）

今、新型コロナウイルス感染症になってから急にテレワークというのが広がってきたんですけども、いい場合と、そうでない場合があるのかなと、四六時中、24時間監視されているような形にもなるので、そのところははっきりと、厚意で職員がそうやってやられるのはいいことなのかもしれないけれども、それがあまりにも当然のようになってしまうと、逆に縛ってしまうことになるので、その辺はちょっと注意をしていただきたいなと思います。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

ご意見ご最中ですし、その点をしっかり注意してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは、議案第96号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

## ・議案第97号 飛騨市税条例等の一部を改正する条例について

## ●委員長（高原邦子）

次に議案第97号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

## ●委員長（高原邦子）

それでは議案第97号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。22ページの要旨のほうをご覧くださいと思います。本件は地方税法の改正に伴う改正でございます。

改正内容のうち、市民税関係の1点目でございますけれども、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、これまでは所得税と個人市民税において異なる課税方式が選択可能となっていたものを、所得税と一致させる等の措置を講ずるものでございます。

2点目は、配偶者控除等の適用を確実に判定するため、給与所得者及び公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に、当該配偶者等の氏名を記載することとされたため、関係規定の整備を行うものです。つまり、年末調整時に、勤務先等へ提出します扶養親族等申告書に配偶者等の氏名を記載することに伴う規定の整備となります。

3点目は、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用について。対象となる居住年を、令和7年まで延長する等の改正を行うものです。いわゆる住宅ローン減税に関する改正でございますが、制度そのものの適用が4年間延長され、控除期間が今までの10年から最大13年に延長されます。一方で市民税の控除限度額でございますけれども、従来の7%から5%引き下げとなるものでございます。

4点目は昨年6月の定例会において、議案第71号として飛騨市税条例を改正し、その中で扶養控除について対象となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くとされたことに伴いまして、均等割及び所得割の非課税限度額算定における国外居住親族の取り扱いが改正されましたが、今回、公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定について、法の一部改正により、所要の整備がされたことに伴います、これは文言の改正となるものでございます。

次に固定資産税関係でございます。固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明書を交付する際に、登記簿上の住所に変わり、登記所から通知される事項の表示が可能となることから、関係規定を改正するものでございます。これは不動産登記法が改正され、DV被害者等から法務局に申

し出があった場合、登記簿上の住所に変わり、被害者の親族等の住所を記載することとされた改正による措置となります。

なお、施行日でございますが、令和5年1月1日、ただし、第33条、34条、36条の2、附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3は令和6年1月1日。

また、第18条の4、第73条の2及び第73の3の改正規定、附則第2条、附則第4条は、令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○13番（葛谷寛徳）

今の説明の④の2の固定資産の関係で、いわゆる登記所から通知されるという、今までもこれは通知されていたのではないですか。

□税務課長（竹原尚司）

従来も異動通知ということで、法務局からの通知をいただいております。

□税務課資産税係長（蒔田善巳）

先ほどの説明につきまして補足させていただきます。従来、法務局から提出され、飛騨市に対して発出されます異動通知につきましては、所有者の方の住所ということで、住民票上の現住所が記載されたものになっております。これにつきましてDV被害等がある方につきまして法務局に申し出があった場合、その他、支援団体等の住所ですとか、そういったものを記載することができるということの通知が追加になるものになります。

○委員（住田清美）

3番の住宅ローン控除の関係ですけど、延長されるので対象者にとってはメリットなのかなと思いましたが、今、部長の説明の中で、市民税のほうで7%から5%に下がるということは、当事者にとっては、これはトータルで考えると有利なんですか。

□税務課長補佐兼市民税係長（宮垣津治美）

この住宅ローン控除につきましては、所得税のほうで控除しきれなかった額が住民税のほうで控除できるというものでございますので、各個人さんによってはいろいろあろうかと思えますけれども、所得税のない方は住民税のほうで反映されるというものになります。

○委員（住田清美）

今、市民税のほうで7%から5%になるという改正については、地方税法が改正するので、市の条例とかには触ってこないということによろしいのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□税務課資産税係長（蒔田善巳）

こちらの税率の改正につきましては、この上限の部分の改正につきましては、地方税側になりますので、市税条例側に記載するものではございません。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、質疑なしと認めます。

それでは、先ほどの数字が出てきたということですので、ご答弁いただけたらと思います。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

先ほど、任期付職員の実績でございますが、これまでの実績はございませんでした。それから、育児休業の取得率ということですが、女性は申し上げましたとおり100%、男性について、私、近年ということで申し上げましたが、これまでで9人が取得した実績があるということでございます。

●委員長（高原邦子）

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

それでは、議案第97号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものとして、報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時37分 再開 午前10時39分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

・議案第98号 裁判上の和解について

●委員長（高原邦子）

議案第98号裁判上の和解についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

議案第98号、裁判上の和解について説明させていただきます。損害賠償請求事件について、裁判上の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 和解の相手は沖電気工業株式会社、代表取締役、鎌上信也、中央電子工業株式会社、代表取締役、日比康雅です。損害賠償請求事件を提起した時点での相手方は3社でしたが、岐阜地裁から特定建設工事共同企業体は既に解散、消滅していることから、訴えを取り下げるよう指摘があり、前述の2社となりました。

2 和解の概要は議案に記載のとおりです。

3 事件の概要を説明します。公正取引委員会は、企業5社に対し、平成21年～平成26年にかけて談合行為が行われたとして、平成29年2月2日に課徴金納付命令、排除措置命令を行いました。当初の契約物件は、平成25年に入札が行われ、機器の製造業者も、前述の5社に含まれていましたが、公正取引委員会の課徴金算定対象物件とはなっておりませんでした。様々な情報収集や弁護士との協議の結果、製造業者及び受注業者により共同不法行為が行われたと判断し、平成31年4月26日に契約金の20%に該当する違約金等の損害賠償請求書を3社に対し送付しましたが、支払期限の令和元年5月26日までに支払いに応じなかったことを受け、岐阜地裁に提訴いたしました。

訴状提出以降、第9回口頭弁論準備手続きまで進んだところで、岐阜地裁から和解案が提示されましたが、市としては違約金条項に該当するか否かの結論が出ていない以上、判決を待つとして、第10回口頭弁論手続きへの準備を進めました。

令和4年6月7日に和解案について補足説明が提示され、製造業者の不法行為に伴う請求は認められるものの受注業者の行為が工事請負契約約款に定める違約金条項に該当すると認めることは難しいとの内容でした。担当弁護士からも、この和解案は事実上の判決であるとの見解が示され、令和4年8月15日に担当弁護士を通じ、岐阜地裁により正式に和解案が提示されました。

以上を受けて、市が裁判の目的としていた司法の場で不法行為の事実を明らかにし、工事請負契約約款に定める違約金条項に該当するか否かを明確にするということに関しましては、製造業者の不法行為は認められたが、受注業者の不法行為への関与はなく、工事契約請負約款に定める違約金条項に該当しないとの結果となりました。和解金については、製造業者の不法行為に伴う損害賠償額に遅延損害金を加えた金額と算出根拠が提示されました。以上です。よろしくお願いたします。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

この件は昨日の予算委員会でもやっておりますので、質疑はないと思います。

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたしたいと思います。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「意義なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長（高原邦子）

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました4案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（高原邦子）

以上をもちまして、第10回総務常任委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時44分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長      高原邦子